

北上市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第18号

北上市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活保護法施行細則（平成12年北上市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養照会)</p> <p>第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、<u>扶養義務の履行について（様式第22号）</u>により照会するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第22号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>扶養義務の履行について（照会）</u></p> <p>次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を申請（受給）中です。</p> <p>下記のとおり、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。</p> <p><u>つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届により御回答ください。</u></p> <p>[略]</p> <p><u>参考（条文抜粋）</u></p> <p><u>生活保護法第4条</u></p>	<p>(扶養照会)</p> <p>第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、<u>扶養の可否について（様式第22号）</u>により照会するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第22号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>扶養の可否について（照会）</u></p> <p>次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を申請（受給）中です。</p> <p>下記のとおり、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。</p> <p><u>あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届により御回答ください。</u></p> <p>[略]</p> <p><u>参考（条文抜粋）</u></p> <p><u>生活保護法</u></p>

第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条

第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

別紙 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

別紙 [略]